

鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事及び測量、設計、調査、施設・機械の保守管理の委託業務、物品購入等（以下「市工事等」という。）の入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対し、入札参加を適切にし、厳正かつ円滑な契約事務の執行を期するため、有資格業者としてふさわしくない行為があった場合の市の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について競争入札及び見積りへの参加資格の停止（以下「指名停止」という。）を行うものとする。

2 市長は、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ警察当局の意見を聴くものとする。

3 市長が指名停止を行ったときは、担当課長は、市工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

4 有資格業者でない者が措置要件のいずれかに該当する者が有資格業者となった場合は、措置要件のいずれかに該当することが判明したとき（他の有資格業者について同一の行為により指名停止を行っているときは、当該他の有資格業者に係る指名停止期間の初日）を指名停止期間の初日とする仮の指名停止期間を算定し、有資格業者となった日から当該仮の指名停止期間の末日まで指名停止を行うものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、共同企業体が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該共同企業体の有資格業者である構成員について指名停止を行うものとする。

3 担当課長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体を指名してはならない。当該共同企業体を現に指名しているときは指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号（前項に該当する場合にあっては、前項）に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは1.5倍）の期間とする。ただし、その期間は2年を超えないものとする。

(1) 次のアからウまでに掲げる措置要件の区分ごとに、当該区分内の措置要件のいずれかに該当し指名停止を受けた期間及びその期間の満了後1か年を経過するまでの間に、再び同じ区分内の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

ア 別表第1各号

イ 別表第2各号

ウ 別表第3各号

(2) 次のア又はイに掲げる措置要件の区分ごとに、当該区分内の措置要件のいずれかに該当し指名停止を受けた期間の満了後3か年を経過するまでの間に、再び同じ区分内の措置要件のいずれかに該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

ア 別表第2第1号から第3号まで

イ 別表第2第4号から第9号まで

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別な事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短縮未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号若しくは第7号に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (3) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）、談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）又は入札談合等関与行為（入札談合等関与行為防止法第8条）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第9号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

2 市長は、有資格業者が別表第2第4号から第6号までの措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1に短縮するものとする。この場合において、短縮後の指名停止の期間が、該当する措置要件に規定する期間の短期を下回る場合においては、第4条第3項の規定を適用するものとする。

3 市長は、刑法第96条の6に違反した有資格業者のうち最初に市に当該違反行為に係る事実を報告した者については、別表第2第7号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間を2分の1に短縮するものとする。この場合において、短縮後の指名停止の期間が、該当する措置要件に規定する期間の短期を下回る場合においては、第4条第3項の規定を適用するものとする。

(指名停止の期間の端数の取扱い)

第5条の2 月を単位として指名停止の期間を計算する場合において、指名停止の期間に月未満の端数を生じた場合は、当該月未満の端数の日数は、1月を4週間とみなした場合の日数とする。

(指名停止等の通知)

第6条 市長は、第2条第1項又は第3条第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書(様式第1号)により、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書(様式第2号)により、または同条第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書(様式第3号)により、当該有資格業者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 担当課長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない特別の事由がある場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 担当課長は、指名停止の期間中の有資格業者が市工事等の一部を下請し、若しくは受託し、又は当該業務の履行保証人になることを承認してはならない。

(指名停止に至らない場合の措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意を行うことができる。

(苦情申立て)

第9条の2 第2条第1項又は第3条第1項若しくは第2項の規定による指名停止、第4条第5項の規定による指名停止の期間の変更(ただし、期間の延長の場合に限る。)又は前条の規定による書面による警告又は注意を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

2 前項に規定する苦情申立てに関する手続きについては、別に定めるものとする。

(指名停止委員会の設置)

第10条 市長が有資格業者に対して行う指名停止等を審議するため、鳥栖市指名停止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第11条 委員会の委員は、副市長、総務部長、企画政策部長、健康福祉みらい部長、スポーツ文化部長、市民環境部長、経済部長、建設部長、教育部長、建設課長及び維持管理課長をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、副市長をもってあてる。
- 3 委員長に事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。
- 4 各部長が不在のときは、その部の次長が代理出席することができる。

(委員会の審議)

第12条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要により委員以外の関係職員を委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(議決の方法)

第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 委員長は、議決の内容を市長に報告し、承認を得るものとする。
- 3 委員会の会議は、公開しない。

(報告等)

第14条 担当課長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、速やかに、担当部長を経由して総務部長に報告するものとする。

総務部長は、市長が有資格業者について第2条第1項又は第3条第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、直ちに、担当課長に通知するものとする。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、契約検査課において処理する。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、指名停止の期間の決定その他この要領の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に行われた行為で措置要件の一に該当する場合は別表第 2（その 1）により指名停止の期間を定めることとし、施行日以後に行われた行為で措置要件の一に該当する場合は別表第 2（その 2）により指名停止の期間を定めることとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市工事等の契約において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他入札前（随意契約の場合は契約前）の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 市工事等の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事等目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市工事等の履行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理の措置が不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理の措置が不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人</p> <p>イ 有資格業者である個人の使用人</p> <p>ウ 有資格業者である法人の役員</p> <p>エ 有資格業者である法人の使用人</p> <p>オ アからエまでに掲げる者又は有資格業者である法人から公共機関の工事等の入札等（入札、見積りその他の契約のための事前の手続きをいう。）に係る情報収集又は入札等への参加のための業務の全部又は一部を受託した者又はその使用人（受託した者が法人である場合にあっては、その役員を含む。）</p> <p>2 前号のアからオまでに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>3 第1号のアからオまでに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上36か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 8か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 市工事等に関し、独占禁止法第3条又は同法第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 県内において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>6 県外において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12か月以上36か月以内</p> <p>当該認定をした日から 8か月以上24か月以内</p> <p>当該認定をした日から 4か月以上12か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>7 第1号のアからオまでに掲げる者が、市工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>8 第1号のアからオまでに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上36か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 8か月以上24か月以内</p>

<p>9 第1号のアからオまでに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内</p>
<p>10 第1号のアからオまでに掲げる者が市工事等に関し、市職員に対して、情報入手の有無にかかわらず、不当情報提供要求を行ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月以上12か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>11 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>12 市工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑、若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

別表第3

暴力団関係者等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(暴力団関係者)</p> <p>1 有資格業者である個人若しくは法人の役員又はそれらの使用人若しくはそれらの経営に実質的に関与している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団とつながりが明らかな準構成員であると認められるとき。</p> <p>2 有資格業者等が、暴力団関係者を雇用又は使用したと認められるとき。</p> <p>3 有資格業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団関係者を利用したと認められるとき。</p> <p>4 市工事等の履行に当たり、有資格業者等が暴力団関係者であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したと認められるとき。</p> <p>5 有資格業者等が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から4か月以上12か月以内ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>当該認定をした日から4か月以上12か月以内ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>当該認定をした日から4か月以上12か月以内ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>当該認定をした日から4か月以上12か月以内ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>当該認定をした日から4か月以上12か月以内ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p>

<p>6 有資格業者等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>認できるまで期間を延長する。</p> <p>当該認定をした日から4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p>
<p>7 全各号に掲げるもののほか、有資格業者が鳥栖市暴力団排除条例（平成24年3月30日条例第1号）に規定する暴力団等であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p>
<p>8 有資格業者等が受注した建設工事等の施行に際し、暴力団関係者からの不当な要求や介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市及び警察に届けなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から4か月以上12か月以内</p>

様式第1号

第 年 月 日
第 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

鳥栖市長 印

指 名 停 止 通 知 書

このたび、貴社が ことは、非常に残念である。

よって、本日付けで下記のとおり鳥栖市の建設工事等に係る競争入札及び見積りへの参加資格の停止（以下「指名停止」という。）をすることとしたので通知する。

今後は、このような事態が生じることのないように十分注意されたい。

なお、この措置について「鳥栖市指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領」の定めるところにより、市長に対して苦情申立てをすることができる。

記

指名停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで（ か月）

（参考）指名停止期間中の取扱い

- ①指名業者の選定から除外する
- ②現に指名している場合は取消す
- ③随意契約の相手方としない
- ④下請負人・再委託先となることを承認しない
- ⑤一般競争入札の参加を認めない

様式第2号

第 年 月 日
第 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

鳥栖市長 印

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって、貴社に対し、鳥栖市の建設工事等に係る競争入札及び見積りへの参加資格の停止（以下「指名停止」という。）を行った旨を通知したところであるが、このたび、下記のとおり当該指名停止の期間を変更することとしたので通知する。

（今後は、このような事態が生じることのないように十分注意されたい。）

記

- 1 変更前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

（参考）指名停止期間中の取扱い

- ①指名業者の選定から除外する
- ②現に指名している場合は取消す
- ③随意契約の相手方としない
- ④下請負人・再委託先となることを承認しない
- ⑤一般競争入札の参加を認めない

様式第3号

第 年 月 日
第 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

鳥栖市長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって、貴社に対し、鳥栖市の建設工事等に係る競争入札及び見積りへの参加資格の停止（以下「指名停止」という。）を行った旨を通知したところであるが、このたび当該指名停止を解除したので通知する。